

# 学生会員規程

## 第1章 総則

(学生会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を大学スポーツクライミング協会の学生会員とする。

(学生会員の資格)

第2条 以下をすべて満たすものは、本協会に登録できる。

(1) スポーツクライミングの普及、発展に貢献し、特に競技としてのスポーツクライミングに積極的に取り組む意志を持つこと。

(2) 学校教育法並びに同法施行細則の設置基準によって設置された大学院、大学、短期大学及び高等専門学校(第4・5学年)に在籍すること。

(遵守事項)

第3条 学生会員は、国際スポーツクライミング連盟(以下、IFSC)、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下、JMSCA)、公益財団法人東京都山岳連盟(以下、都岳連)並びに本協会が定めるすべての規約に従わなければならない。

2 学生会員は、スポーツクライミング及び本協会を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。

## 第2章 登録手続き

(登録の種類)

第4条 団体登録 : 加盟団体に所属して行う登録。ユニフォームやプログラム等への所属表記は所属する加盟団体または大学の名称となる。

個人登録 : 個人で行う登録。プログラム等への所属表記は学籍を有する大学の名称となる。

2 個人登録は、当該個人の所属する大学に本協会の加盟団体がない場合にのみ認められる。

(登録の期間)

第5条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(登録の手続き)

第6条 団体登録 : 加盟団体は、毎年登録を希望する会員情報を本協会に提出しなければならない。

学生会員の追加、変更があった場合は、その都度速やかに提出するものとする。登録料は別に定める。

個人登録 : 登録は随時申請することができる。登録料は別に定める。

(外国人の登録)

第7条 日本に継続して6ヵ月以上居住している外国人は、本協会の審査を経て学生会員となることができる。

## 第3章 競技会の出場

(競技会への出場)

第8条 学生会員は、本連盟が公認するスポーツクライミング競技会に出場することができる。

(代表出場権)

第9条 学生会員は、所属加盟団体以外のものを代表して本協会の公認競技会に参加することはできない。

## 第4章 個人情報

(学生会員の個人情報)

第10条 学生会員の個人情報は、本協会の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

学生会員から取得した個人情報、学生会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、スポーツライミングに関する必要な連絡などに利用することができる。

## 第5章 学生会員に対する処分

(学生会員に対する処分)

第11条 学生会員が本規程第3条並びにその他IFSC、JMSCA、都岳連及び本協会の規則等に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

2 前項に基づく学生会員の処分を審査、決定するために、資格審査委員会を設けるものとする。